

市報第8号

スポーツ施設の指定管理者の指定についての専決処分報告

スポーツ施設の指定管理者の指定については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和5年3月31日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和5年5月24日提出

横浜市長 山中竹春

次のようにスポーツ施設の指定管理者を指定する。

令和5年3月31日

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市西スポーツセンター	東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号	東急スポーツオアシス・日本水泳振興会共同事業体 代表者 株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役社長 山岸 通庸	令和5年3月31日から同年6月1日まで

参 考

**東急スポーツオアシス・日本水泳振興会共同事業体の構
成員**

- 1 東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号

株式会社東急スポーツオアシス

代表取締役 山 岸 通 庸
社 長

- 2 東京都中野区東中野3丁目18番12号

株式会社日本水泳振興会

代表取締役 坂 元 要
社 長

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項省略)

